

さいたま市市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、さいたま市（以下「市」という。）が市民の市政への参画と、市民の声の反映の促進のために実施する「市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業」の必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）
市民等が投稿した意見を公開するためのウェブ上のプラットフォームをいう。
- (2) 市民等 プラットフォームに投稿することができる個人（市内に在住、在勤又は在学している者）及び団体（主に市内に在住、在勤又は在学している者で構成されている団体）をいう。ただし、テーマに応じて、市外在住者等を含むことができる。
- (3) プラットフォーム運営事業者（以下「運営事業者」という。） 市がプラットフォームの運営を委託した事業者をいう。
- (4) テーマ 意見の投稿を求める案件をいう。
- (5) 投稿 市民等及び市が、プラットフォームに意見を投稿することをいう。
- (6) 公開 運営事業者が、プラットフォームで投稿された意見を閲覧できる状態にすることをいう。

（プラットフォームの愛称）

第3条 プラットフォームの愛称は、「さいたま市デジタル意見ひろば」とする。

（意見の募集）

第4条 市は、意見を募集する前に、テーマ、投稿できる者及び募集の期間を定め、テーマを解説する資料とともに運営事業者に通知する。

- 2 運営事業者は、プラットフォームで意見を募集するために必要な措置を講じる。
- 3 市は、意見の募集に係る広報に努める。

（意見の投稿及び公開）

第5条 市民等は、次の各号に該当する投稿をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する投稿
- (2) 他者に対する誹謗中傷の投稿
- (3) 個人情報を含む投稿
- (4) 著作権や知的財産権を侵害する投稿

(5) 差別的又は偏見を助長する投稿

(6) その他、運営事業者が不適切と判断する投稿

2 運営事業者は、投稿の審査を行い、前項に該当する場合を除いて速やかに公開する。

3 市は、必要があるときは市の考え方を投稿する。

(知的財産権)

第6条 市及び市民等は、第三者の知的財産権を侵害する投稿をしてはならない。

2 プラットフォームで投稿された意見は、投稿した者による権利化がなされない限り、共有財産（パブリックドメイン）として、第三者が無償で自由に利用することができる。

3 投稿した者は、プラットフォームで投稿した意見に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(市政への反映)

第7条 市は、市政への意見の反映に努める。

2 市は、意見及び市政への反映状況を市公式ホームページ等に公開する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広報監が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月17日より施行する。